

「第二の人生を豊かに歩むための税金の問題」

公認会計士

藤好優臣

ただいまご紹介いただきました、会計士の藤好でございます。

きょうは「第二の人生を豊かに歩むための税金の問題」ということでお話をさせていただきます。

織田信長の好きだった謡曲『敦盛』の「人生わずか五十年」を例に出すまでもなく、つい20年ぐらい前までは、定年になってお辞めになると、もう体もガタガタで、その後は静かに余生を送るだけという方が多かったと思いますけれども、最近は日本人の寿命も長くなりまして、元気な方がたくさんいらっしゃいますね。今年も雪山の遭難記事がよく出まして、「あ、また若い人かな」と思って読んでみると、「年齢60歳」なんて書いてありましてね、「いや、ずいぶん歳の人でも雪山に登るんだなあ。60歳というと、あ、そうだ、自分もそのぐらいの年齢なんだ」ということで愕然とするぐらいに、実際の年齢と、気持ちの年齢というか体力年齢との間にずいぶんギャップが出てきております。その面からも、定年を迎えた後の第二の人生というのは、今まで以上にその方の人生の中で重要な意味を持つてくるわけでございます。

第二の人生で大事なことが3つあると言われております。1つは生き甲斐を持つこと。生き甲斐を持って生きるといことですね。2番目は健康であること。3番目は、これらを支える経済生活が十分であること。この3つが第二の人生を豊かにするうえで大事なポイントであると言われておまして、今日はそのうちの経済生活の中で、特に税金の問題についてお話をさせていただこうというわけです。もちろん税金というのは支払う方の

問題ですから、税金のことを知ったからといって収入が増えるというわけではありません。しかし、税金の問題を知ることによって、安心して生活もできるし、不測の負担から免れることができる。こういう意味合いがあると思ひまして、皆さまが第二の人生を送るに当たってどういう税金がかかってくるのかを概略ご説明させていただいて、何かあったときに、「あ、確かこういう話があったなあ」ということで思い出していただければ幸いですと考へております。

目次をごらんいただきますと、第二の人生にとって必要な税金についてはすべて網羅しているつもりでございます。まず全般的に所得税・住民税はどういう仕組みで計算されるのかということをご説明した後、退職金、年金、不動産譲渡、株式投資に関する税金の問題をご説明させていただきます。これらはいずれも、所得税・住民税に関係するものでございます。続きまして、相続と税金、贈与と税金。これらは相続税の問題ですが、このようなかたちでお話を進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず所得税・住民税の仕組みでございますが、所得税・住民税の税額の計算は、収入金額から必要経費を引いて所得金額を出した後、所得控除を引きまして、課税所得金額を出します。この課税所得金額に税率を掛けまして、出てきた税額から税額控除を引きますと、所得税・住民税が計算される。これが税額の計算の仕組みでございます。

この場合の所得というのは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、この

10種類の所得に分けて計算いたします。これらの所得はいずれも、たとえば不動産所得が赤字であった、それに対して事業所得が黒字であったという場合、相殺して税額を計算できるようになっておりまして、この所得間の相殺のことを税務上は損益通算と言います。ただ、配当所得、給与所得、一時所得、雑所得、この4つの所得に出てきた損失については他の所得と相殺できないことになっておりますので、この点は覚えておいていただきたいと思えます。

この所得金額から所得控除を引きまして課税所得金額を出すと言いましたけれども、所得控除の主なものには、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、老年者控除、社会保険料控除などがございまして、所得税と住民税では多少金額が違っております。従来ありました配偶者特別控除は今年からなくなりましたので、ここには書いてございません。医療費控除は確定申告をしないと控除できませんけれども、10万円か所得の5%か、どちらか少ない金額以上の医療費については、それを超える部分について、最高限度200万円まで医療費控除することができます。(表1参照)

これらの所得控除を引きまして、税率を掛けて税額を計算するわけですが、所得税では最高税率37%、最低税率10%、住民税では最高税率13%、最低税率5%になっていまして、所得税と住民税を合わせた最高税率は37%+13%ですから50%です。以前はこれが70%でしたが、いまは個人の所得に関する税率の最高は50%ですから、20%軽減されているわけです。(表2参照)

次に税額控除ですが、これには住宅ローン控除、配当控除、外国税額控除があります。住宅ローン控除というのは、居住用の住宅を取得したときに、銀行等からの借入金の残高があった場合には、その年末の残高に対して1%の税額を控除する。ただし、最高限度は5000万円までという規定がございまして、ですから、たとえば5000万円の残高がある方の場合、その1%は50万円ですから、税額で50万円引いてくれるというのが住宅ローン控除で、これは住民税のほうには設けられておりません。最近特に多いのは外国税額控除です。外国に転勤されて外国で所得が発生し税金を払った場合には、その外国税額を控除するという仕組みです。

このようにして所得税・住民税が計算されるわけですが、ではどのように課税されるかといえますと、総合課税、申告分離課税、源泉分離課税、この3つの課税方法があります。申告分離課税というのは、不動産や株式などを譲渡した場合、退職金をもらった場合、あるいは山林所得が発生した場合に、確定申告しなければいけないけれども、その税額はこの所得区分特有の税率を使って計算する。先ほど所得税や住民税のところでご説明しました税率は総合課税の税率でございまして、分離課税の税率は総合税率とは別になっているわけです。源泉分離課税というのは、利子所得や配当所得の一部などに適用されるもので、現実には、金融機関あるいは配当してくる株式会社等が一定の率の源泉徴収をして、それでもう納税義務は果たされる。したがって、納税者はあえて申告する必要はない、というのが源泉分離課税です。これ以外のものが総合課税という方法で、基本的にはご自分で税額を出し、申告をし、納税するというかたちになっております。

皆さんがお給料を会社からもらう場合に、これは給与所得になるわけですが、給与所得の課税も実は総合課税です。しかし、多分皆さんは税金の申告はしていないと思えます。会社が源泉徴収して税金を支払い、年末調整でその年の所得金額を確定して、多く徴収していた場合はその分を返し、少なく徴収していた場合は追加徴収するというかたちをとっていますので、お勤めされている方がご自分で申告することはないのですが、これはあくまでも会社が本人の申告の代わりにやっているにすぎない。しかも、給与所得の税金は他の所得と合算して計算する仕組みになっておりますから、総合課税ということで、基本的には自分で申告しているのと同じこととさせていただきます。

以上で所得税・住民税の仕組みをご理解いただけたと思えますので、次に退職と税金の問題に移ります。定年でお辞めになるときに、どんな税金がかかってくるか。退職金にはどういう税金がかかるのかということです。

退職金をもらいますと、「(退職金額-退職所得控除額)×1/2×税率」というかたちで、所得税・住民税が課せられます。退職所得控除は勤続年数が20年以下と20年超に分かれていまして、たとえば会社に30年お勤めになった方が3000万

円の退職金をもらった場合、「70万円×(30年-20年)+800万円」ですから、1500万円控除されます。1500万円を退職金の3000万円から引きますと、「3000万円-1500万円」で、1500万円という金額が出ます。その1/2ですから、750万円。これに対して税率を掛けるということですが、その税率は前のページの所得税速算表によれば、「750万円×20%-33万円」で、117万円というのが所得税の金額になってくる。退職金を3000万円もらっても、所得税は117万円で済みますよということです。もちろん住民税も別にかかります。

このように退職金の税金は非常に優遇されていて、低い税金になるようになっております。ただし、いまご説明した計算方式は勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合にのみ適用されていて、提出しないときは退職金額に対して20%の源泉徴収をすることになっておりますので、退職金3000万円の場合は600万円の税金を取られることになります。円満退社ではなく、会社とケンカ別れするようなかたちで辞めたような場合、会社が「退職所得の受給に関する申告書」を受け付けないケースがありますので、その意味では、会社とできるだけ円満に話をつけて退職された方がいいかなと思います。もちろん救う道はございまして、改めて税務署に行って、退職金をこれだけもらいましたということで正しい税額を計算して申告をしますと、20%と実際の納税すべき金額との差額は還付されますので、最悪の場合は、面倒くさいけれども、税務署へ行けばよろしいということになります。

一般的には会社で源泉徴収をしてもらって終わりということになりますけれども、中には、退職した年にそれ以外の所得区分で損失が出てきたりする場合がございます。不動産を売ったけれども損が発生したとか、新たに賃貸用の不動産を取得して人に貸したけれども損失が発生してしまったとか、他の所得で損失が発生した場合には退職所得と相殺して税金を減らすことができます。先ほどお話しました損益通算によって、退職金のほうで税額が出ていても、他の所得でマイナスになっていけば、相殺して税額が減ることになるわけです。このような場合には確定申告をして還付を受けられるとよいと思います。

退職の際にもう1つ考えなければいけないのは、会社によっては退職金を年金と一時金と選択し得るという場合があります。もらう方としては有利な方を選択しなければいけません、ではどのように選択したらいいかという問題です。退職金を一時金でもらった場合、これに対してさっき説明した税金がかかりますね。その残りが手取り金額になります。その後、厚生年金だとか一般の公的年金を毎年もらうことになってきますが、それにも税金がかけられます。その方がこれから何年生きられるかわからないですけれども、ある程度予測して、全体として退職金と年金の合計の手取り金額が幾らになるだろうか。一方、退職金を年金で全部もらう場合には、厚生年金だとか一般の公的年金のほかに、退職年金の分が毎年加算されます。そして、この2つのものに対して税金がかかってくるわけですが、その方が生存されている期間全体でもらった年金額から税金を引いた金額がトータルの手取り額になります。この場合の手取り額と退職金を一時金でもらった場合の手取り額とどっちが多いだろうか。一時金でもらったほうが有利なのか、年金としてもらったほうが有利なのか。あるいは、どちらかではなくて、一時金として半分、年金で半分というかたちでもらう場合もあると思います。それはその会社それぞれの退職金支給規定に基づいて行われますから、選択ができる場合は、いま申し上げたような計算をして、どちらが有利か考える必要がある。これが2つ目の問題です。

退職に際して考えなければならない3つ目の問題は、退職後に所得と納税額のアンバランスが発生するということです。住民税については、お勤めしている間は特別徴収というかたちで会社が徴収して払ってくれますので、負担額についてもあまり気にしていない方が多いと思いますけれども、辞めると自分で納税しなければいけなくなります。しかも、住民税は所得税と違いまして、前年の所得に対して課せられることになっておりますので、辞めて所得が減ったにもかかわらず、辞める前の年の多い所得に基づいた住民税を支払うことになる。その結果、その年の収入にくらべて住民税の納税額が多過ぎるといったアンバランスが発生するのです。この点は注意しておく必要があると思います。

次に年金と税金の問題です。年金には、公的年金、企業年金、個人年金、この3つの大きなくくりがございます。これらの所得区分は、公的年金等雑所得になるもの、非課税になるもの、雑所得になるもの、利子所得になるものと、大きく4つに分かれています。非課税のものは、公的年金の障害年金と遺族年金、個人年金の財形年金で、これらには税金は全くかかりません。個人的に生命保険会社と契約してもらった保険型の年金は雑所得、貯蓄型の年金は利子所得になります。

この中で重要なのは公的年金等の雑所得でございまして、公的年金等の収入から公的年金等控除額を引いて公的年金等雑所得金額を出すという、税務上の優遇措置がとられております。控除額の速算表は表3にあります。65歳未満と65歳以上では優遇度に差があります。時間の都合で具体的には計算しませんが、この優遇措置によって、公的年金をもらった場合の所得として課税される金額はかなり少なくなります。公的年金に関してはかなり優遇されていることがおわかりいただけると思います。

次は不動産譲渡と税金の問題です。居住用でも賃貸用でも、不動産を売った場合には税金がかかってまいります。この税金は申告分離課税に該当するものですが、譲渡収入金額から取得費を引き、さらに譲渡費用と特別控除を引いた金額に一定の税率を掛けることによって、所得税・住民税が出てくるという計算になっております。

取得費というのは、その不動産を買ったときの金額です。買ったときの金額がわからない場合は、売った金額の5%を取得費とみなすこともできます。譲渡費用というのは、譲渡の際にかかった不動産会社に対する仲介手数料などです。特別控除の主なものとしては、所有期間5年超の長期譲渡の場合には100万円の特別控除が適用されます。自分が住んでいる居住用財産を売った場合は、所有期間に関係なく、3000万円の特別控除ができます。ですから、「4000万円のものを売りました。これは1000万円です」という場合には、譲渡収入金額4000万円から取得費の1000万を差し引いて3000万円という金額が出てきます。これが居住用であった場合、3000万円の特別控除ができますから、それを引くと、この不動産譲渡による税金は全くかからないという

ことになりますね。

税率は、長期譲渡の場合、所得税20%、住民税6%で確定されております。先ほど説明した総合課税の場合は累進課税になっておりましたけれども、不動産譲渡の場合、申告分離課税で、長期譲渡の場合は26%で確定でございまして、所有期間10年超の居住用財産譲渡の場合はさらに優遇されておまして、課税譲渡所得が6000万円以下の部分は14%、6000万円超の部分は20%と軽減されております。ただ、所有期間が5年以下の短期譲渡の場合は、52%か総合課税の110%か、いずれか多い額という、非常に高い税率になっております。バブル期によくありました土地転がしの弊害をなくすために、短期に売却する場合は高い税金を払わなければならないという仕組みになっているわけです。ここで総合課税の110%というのは、意味がよくわかりにならないかと思いますが、時間の都合で説明は割愛させていただきます。

不動産譲渡につきまして、特に皆さんに関係があると思われる特例を2つお話したいと思います。1つは居住用財産の買換え特例です。所有期間が10年超、居住用期間が10年以上の居住用財産を売却して買換えした場合は、譲渡収入金額のうち、買換え資産の取得価額を超える部分について譲渡所得を計算することができます。

先ほど説明しましたように、譲渡収入金額から取得費、譲渡費用、特別控除を引いて、譲渡所得が出てきます。本来はこれに対して、長期譲渡であれば26%の税率を掛けることとなります。ところが、売ったのが居住用財産で、新たに居住用財産を買ったという場合は、売ったお金で新たに住まいを買うわけですから、その人にとってはお金はそれほど残らないこととなります。それなのに譲渡所得の26%という税金を課するのはかわいそうだということで、居住用財産の買換え特例というものがつくられたわけです。

具体的に申し上げますと、仮に5000万円ですべて売って、新しく買った居住用財産は4000万円だったとします。そうすると、1000万円のお金が余ることになる。その場合は、5000万円という譲渡収入に税金をかけるのではなくて、5000万円から4000万円を引いて余った1000万円を譲渡収入として、それに対応する所得に税率を掛け

た金額を課税するのです。したがって、5000万円ですって、5000万円のものを買った、あるいは5000万円以上のもので買ったという場合は、全く課税されないことになる。これが居住用財産の買換え特例の仕組みでございます。

もう1つの特例は相続税額の取得費加算です。相続によって取得した財産を相続税の申告期限後3年以内に売却した場合には、その売却した財産に対する相続税額を取得費に加算することができる、こういう規定です。

相続税額を取得費に入れていいということは、譲渡収入から取得費を引いて譲渡所得を出すわけですから、それだけ譲渡所得金額が減ることになりますね。相続で払った後、さらにまた所得税を取るのとは酷ではないかということからこの規定が設けられておまして、特に売却資産が土地と借地権の場合、この取得費に加算される相続税額というのは、売却資産に対応する相続税額だけではなくて、その人が相続の際に負担した土地等の相続財産すべての相続税を差し引くことができるという非常に有利な規定になっております。

ある方がA、B、Cという3つの不動産を相続したという場合に、たとえばAを売ったとすれば、これに対応する相続税額だけでなく、売らないで持っているB、C分に対応する相続税額も取得費に加算して引くことができる。したがって、多額な相続税を負担して相続した場合に、1つの土地を売っただけで、相続税分は全部取得費に加算して、所得税が全く出てこないというケースも出てきます。チョット変な規定ですけども、なぜこんなものをつくったかということ、一時期、物納が増えまして、国有財産がどんどん増えていった。それでは国としても困るので、物納をできるだけ減らそうという趣旨で、この規定が設けられたわけです。

次に株式投資と税金です。株式を売った場合、従来は、売却価額の1.05%の税金を納めるだけという源泉分離課税か、譲渡所得の26%を掛ける申告分離課税か、このいずれかを選択できたわけです。ところが、今年から原則的に申告分離課税に一本化されて、その税率も、15年から19年までは所得税・住民税合わせて10%、20年以降は20%となっております。

源泉分離課税の場合、売った金額の1.05%を証

券会社で差し引いてもらえば、申告もしなくていいということだったものですから、幾らで買ったか、頭の中では大体記憶はしていても、資料は捨てて何も無いというケースが多かったわけです。そこで、「平成13年9月末までに取得した株式については、その取得価額を平成13年10月1日の終わり値の80%とすることができる」という、みなし取得価額の特例というのを設けております。それでもわからない場合は、売り値の5%ということになります。

今回、申告分離課税に一本化されたのは、「株式を持っているような資産家を優遇する源泉分離課税ではだめだ。ちゃんと申告させなければいけない」ということで改正がなされたわけですが、それがまたいつの間にかずいぶんになってしましまして、証券会社に特定口座を設けて源泉徴収制度を選択した場合は本人の確定申告は不要となった。これでは証券会社が新しくコンピュータを導入するために多額の費用がかかっただけで、ちっともプラスにならないという不満が出ております。ところが、実はここに1つ大きな違いがありまして、以前の源泉分離課税では、証券会社は売却価額掛ける1.05%の税金を引いて税務署に払っただけで、誰さんが売りましたということは税務署に知らせる必要がなかった。それに対して今回の制度では、Aさんは何株幾らで売りましたというのを支払調書として税務署に報告することになっておりますので、この点は本質的に違うところでございます。

配当につきましては、一般の個人は金額に関係なく10%の源泉徴収だけで、申告不要となっております。従来は20%の源泉だったのが10%と、半分に減っている。なおかつ、従来は1回の配当金額が5万円以下の場合には申告する必要はなかったのですが、今回の改正では全部申告する必要がないということになりまして、配当に関しては非常に優遇されております。

次は相続税の問題です。これからさらに歳をとると、お子さんたちに対する相続が発生します。そういう時期を迎えるに当たって、どういうことを考えておけばいいのか。相続税はどういう計算になるのかというお話をしたいと思っております。

まず相続税の計算はどういう仕組みになっているかといいますと、遺産総額にみなし遺産額を加

えまして、債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、正味遺産額を出します。この正味遺産額から基礎控除額を引きまして、課税遺産額を出します。この課税遺産額に法定相続分を掛けまして、更に税率を掛けると各相続人の相続税額になります。この各相続人の相続税額の合計が相続税の総額になる、こういう仕組みでございます。

では各相続人の納付額はどうかと申しますと、相続税の総額に各相続人の実際の相続割合を掛けまして、実際に相続したそれぞれの人の税額を出します。それから税額軽減や控除額があった場合はそれを引いて、最終的に各相続人の納付額が出てくるわけです。

あまりよく知らない方が漠然とお考えになるのは、所得税と同じように、相続財産があったら、それから基礎控除額を引いたものに税率を掛けるのではないかとと思われるのですが、そうではなくて、まず課税遺産額を出し、それを法定相続分通りに相続されたとみなして分けるわけです。たとえば配偶者の方がいて、お子さんが2人だという場合は、配偶者の法定相続分が1/2、2人のお子さんはそれぞれ1/2のさらに1/2ですから1/4。ですから、課税遺産額が出てきたら、それに対して、奥さんの場合は掛ける1/2。課税遺産額が1億円でしたら、1億円掛ける1/2ですから5000万円。5000万円と出てきたら、表4の相続税の速算表に当てはめて、「5000万円×20%−200万円」という計算をする。お子さんは1/4ですから、1億円の1/4だと2500万円ですから「2500万円×15%−50万円」で出して、お子さんは2人ですから掛ける2ですね。これを足したものが相続税の総額になります。亡くなった被相続人の税額はこれで確定で、あと実際にどのように負担するかというのは、各人の実際の相続金額の割合に応じて負担額が出てくるというわけです。

内容をもう少し細かく見ていきますと、死亡保険金とか死亡退職金といった、みなし遺産額というのがございます。ご自分が実際に持っている相続財産以外に、亡くなった後もらえるものとして、生命保険に入っていたら保険金が入りますし、会社からは死亡退職金が入ってくる場合があります。そういったものはみなし遺産額となりまして、相続財産に加えなければいけない。

逆に引くものとしては、銀行の借入金などの債務とか、お葬式の費用も引くことができます。これはあくまでも葬式費用ですから、お寺さんから戒名をもらうお布施だとかお葬式のときの葬儀社に払うお金だとかは葬式費用として引けますけれども、初七日だとか法事の費用などは葬式とは直接関係ありませんので引くことはできません。また、お香典をもらったからといって、お香典を相続財産にプラスする必要はありません。逆に、お香典は相続財産に入れなくていいということですから、香典返しを引くことはできません。

非課税財産としては、墓地、墓石、仏壇などを買っていた場合、それらは非課税財産になります。国等へ相続財産を寄付した場合は非課税財産になりますので、その分相続財産から減らすことができます。生命保険、死亡退職金の非課税分としては、法定相続人の人数掛ける500万円という金額を差し引くことができます。配偶者が1人、お子さんが2人、つまり法定相続人が3人の場合は、生命保険金をもらったうち、最大限1500万円引くことができる。死亡退職金についても同様です。

このようにして正味遺産額を出しまして、それからさらに基礎控除額を引くことができます。この基礎控除額は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」となっておりまして、法定相続人が3人の場合は基礎控除額は8000万円になります。

これでほとんど税額が確定してしましますが、個々のケースによって税額の軽減・控除が認められております。その主な例としては、まず配偶者の税額軽減がありまして、法定相続分が1億6000万円のいずれか多い金額までの相続分については相続税を軽減するというので、実質課税されないことになります。それだけ配偶者には優遇しているということですね。もう1つは未成年者控除で、未成年者が相続人になった場合、教育費用などがかかるということで、20歳に達するまでの年数×6万円を控除できます。これ以外に、障害者の税額控除というのもございます。これらはいずれも、各人の相続税の負担額が出た後、これらの金額を引いて、各人の納税額が確定されるということです。

それから、生前3年以内の贈与及び相続時精算課税制度の適用による贈与は相続財産に加算することになっております。相続時精算課税制度とい

うのは新しく今年からできたものですが、その適用による贈与の場合は、すでに贈与してしまっていて本来は被相続人の財産ではないにもかかわらず、相続税を計算するときにはその贈与分を相続財産に加えて計算しなければいけない。生前3年以内の贈与というのは、たとえばきょう亡くなった人が3年以内に法定相続人に贈与していたものがあつたら、その分も相続財産に加えるということです。

財産評価の特例の1つに小規模宅地等の評価の減額という制度がありまして、居住用宅地等については240㎡まで、事業用宅地等については400㎡まで、80%または50%評価減できるとなっております。居住用宅地等については240㎡までというのは、240㎡以上ある場合は適用できないということではありません。240㎡というと70坪ちょっとぐらいだと思いますが、たとえば100坪の居住用宅地を相続した場合、約70坪分については80%または50%評価減できるけれども、それを超える分は評価減できないということです。

相続税の税率は表4に速算表がありますけれども、50%が最高税率です。従来は最高税率70%でしたけれども、平成15年度の改正によって、50%に軽減されました。これは単に最高税率だけが軽減されたのではなくて、各段階ごとに少しずつ軽減されております。

以上が相続税の計算の仕組みですけれども、いま言いましたように、最大税率50%ですから、現金等価物が相続財産の中に50%以上あれば、それで十分払えるわけですね。バブル期には過度な節税対策が横行して、銀行から借金してまで不動産を買って持っているというような人までいましたけれども、そのようなことよりも、今は納税対策を重視した方法をお考えになっておく必要があるのではないか。たとえば相続財産が不動産だけしかないとなると、納税資金をどうしようかということが大問題になってきます。特に最近では相続人間のトラブルが多くなっておりまして、昔は兄弟がお互いに譲り合って、たとえば妹さんは「お兄さんは跡取りだから、私は1000万円もらえばいいですよ」とか、そんな程度で済ましていたのが、「いや、法定相続分通りもらわないと困る」といっていろいろもめるケースが増えております。

そういうことを考えますと、生前に遺言書をつくっておくとか資産を分割しやすいようにして、相続人間でトラブルが起きないようにしておくことが大事だと思います。1つの不動産しかない。現預金もあまりない。これを3人で分けるとなると、3人で共有で持つか、売って3等分するしかない。ところが、その3人の法定相続人の家庭状況はそれぞれ違って、裕福だからべつにいま売らなくてもいいよと思う人もいれば、いまずぐ売ってお金が欲しいという人もいます。ですから、分割しやすいような遺産の形成を心がけるということはトラブル防止のためにも有効ですし、今年から設けられた贈与の相続時精算課税方式の活用も今後お考えになられたらいいのではないかと思います。

最後に贈与と税金についてです。贈与税の計算は簡単な仕組みでございまして、受贈額から基礎控除額を引いたものに税率を掛けて贈与税を出すということですが、贈与税の最高税率は50%です。これも、昨年までは最高税率70%だったのが、平成15年から軽減されまして、各段階において少しずつ税額が減っております。

贈与税というのは、もらった人が受贈額に応じて払うもので、贈与した人が払うものではありません。受贈額には、お金に限らず、無償や低額で資産を譲り受けたり、債務免除してもらったり、そのほかの利益享受も含まれております。また、贈与税というのは相続税の体系の中に組み込まれている税法で、相続税の基本は個人から個人の相続についてのものですから、法人から個人が受ける利益享受については贈与税の対象にはなりません。法人から物を買ったり利益を享受された場合は、所得税上の問題になりまして、その立場立場において、ある場合は給与所得になったり、ある場合は一時所得になったり、ある場合は雑所得になる。それに依りて所得税がかけられることになって、贈与税はかけられないということです。なお、現在の贈与税の基礎控除額は110万円でございます。

贈与税の特例として、1つは配偶者控除がございまして。婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用の不動産を贈与したり、その取得資金を贈与した場合は、その金額から2000万円までを控除して贈与税額を計算すればよい。この場合は基礎控除額

と併用することができますので、現実的には2110万円まで控除することができます。

昔は婚姻期間20年以上の夫婦間の場合、一生に1回だけとなっていたのですが、最近は離婚が増えている関係から、婚姻期間が20年以上であれば、人生何回でもこの特例が使えることになっております（笑）。

もう1つは住宅取得資金贈与の特例です。父母または祖父母からの贈与により1500万円以下の住宅取得資金を贈与された場合には、5分5乗方式により贈与税を計算するというものです。贈与額が1500万円を超えた場合も、1500万円までの部分についてはこの特例が適用されます。

たとえば住宅取得資金として550万円贈与したという場合は、まず5で割って110万円を贈与額として贈与税を計算します。先ほど申し上げましたように、贈与の基礎控除額は110万円ですので、これを引きますと、課税対象贈与額は0円になります。0円×5は0円ですから、この特例適用による550万円までの贈与の場合は実際の税額が出てこないということです。仮に贈与額が1000万円であったとすると、まず5で割って200万円になりますね。200万円から110万円を引きますと90万円です。90万円に対する税率は、表4で見ますと、10%になりますので、贈与税額は9万円。その5倍ですから、45万円。つまり、1000万円贈与した場合には45万円の贈与税がかかります。同じ1000万円の贈与でも、この住宅取得資金贈与の特例が使えない場合は、1000万円－110万円は890万円。基礎控除後の課税価額890万円は600万円超1000万円以下の「A×40%－125万円」の計算になりますので、贈与税額は231万円です。本税では231万円のものが、特例が適用できる場合は45万円になるわけですから、かなり安くなるということがおわかりいただけると思います。ただし、この制度は平成17年の12月31日までで廃止されることになっております。

もう1つの特例は、先ほどもちょっと出ました相続時精算課税制度です。これも今年の1月から適用となったものですけれども、「65歳の親から20歳以上の子が贈与を受けた場合、贈与時に2500万円の特別控除を行った後20%の贈与税額を支払うが、相続時に他の相続財産と合算して相続税の計算をし、すでに支払った贈与税を相続税

から差し引くことにより贈与税と相続税を精算する制度で云々」と書いてあります。

まず年齢制限がありまして、65歳以上の親、20歳以上の子でないといえます。その場合の65歳、20歳というのはいつの時点で見るとかということ、誕生日ではなく、贈与した年の1月1日現在、65歳以上の親、20歳以上の子ということです。お子さんが亡くなっていた場合は代襲相続人である孫でもいいですが、とにかく65歳以上になっている方が20歳以上のお子さんに対して贈与すると、2500万円までは特別控除してくれる。従来は、たとえば2000万円贈与すると、単純に110万円の基礎控除で税額を計算するか、それが住宅取得資金贈与だったら1500万円までについては5分5乗方式で計算するか、そのいずれかしかなかったのですけれども、ことしからは2500万円の特別控除分がありますから、贈与税は全く払わなくていい。2500万円までの贈与に対しては贈与税はかからないということです。そして、2500万円を超えて3000万円贈与した場合は、超えた500万円に対して20%の贈与税を払えばいい。この特例を適用した場合は、1億贈与しようと、2億贈与しようと、金額に関係なく、とにかく2500万円を超える部分について20%の贈与税を払えばいいですよという意味です。

その贈与した人が亡くなった場合は、贈与した財産を亡くなった人の相続財産に加えて相続税を計算することになっております。先ほど相続税の説明のときに、生前3年以内の贈与分は相続財産に加えなければいけませんよと言いましたね。あれと同じように、相続財産に加えて税金を計算するわけですが、すでに20%の税金を贈与税として払っている場合は、その分を相続税から差し引いて精算する。ある人が1000万円の相続税を払わなければいけなくなった。ところが、この特例を使った贈与を受けて、その部分に対して800万円の贈与税をすでに払っていたとしますと、1000万円から800万円引いた200万円の相続税を払えばいい。これが相続時精算課税制度です。

さっきも言いましたように、遺産をめぐるトラブルが多くなっておりますから、生前に贈与等によって遺産を配分しておきたいという人が増えているわけです。幾ら遺言があっても、遺留分の滅殺請求ということができますから法定相続分の1/2

までは請求することができる。それでまたトラブルが発生してしまうことがあるので、できるだけ早く自分の目の黒いうちになんとかかたをつけたいという方は、この制度をお使いになればよろしいかと思えます。

この制度ができたために、収益物件からの収入を早く相続人に渡したい、それによって相続税を節税しようとする人も出てきたようです。たとえば賃貸用の不動産をたくさん持っている場合、家賃収入がどんどん入ってきますので、それだけ財産が増えていく。10年間そのままにしておくと、その10年間の家賃収入分が相続財産にプラスされることになります。それに対して、相続時精算課税制度を使って子どもにその賃貸用の不動産を贈与しておけば、家賃収入は贈与を受けた子どもがもらうことになりますから、親のほうはその分だけ相続財産を増やさないと済む。こういうメリットが出てきたということです。

ここで注意していただきたいのは、加算する贈与財産は贈与時の価格で評価されるということです。ですから、贈与時1000万円だったものが相続するときの評価では2000万円になっていた場合は、親がそのまま持っていれば2000万円で計算するところを1000万円でいいわけですから、これは得になります。逆に贈与のとき1000万円の価値だったものが値下がりして相続のときには500万円の価値になっていたという場合は、実際には500万円の価値しかないのに1000万円で計算しなければいけませんから、損することになります。このへんのことも考えながら、この新しい制度を適用するかどうか決める必要があると思いま

す。

もう1つは住宅取得資金等にかかる相続時精算課税制度の特例です。これは先ほどの相続時精算課税制度と仕組み自体は同じですけれども、違うところは、居住用の家屋を取得するか増設・改築などをするための資金を贈与する場合に適用されるものであるということです。本則では「65歳以上の親」という年齢制限がありましたけれども、こちらは親の年齢制限はなくて、贈与される子どもが20歳以上であれば最大限3500万円まで特別控除できることになっています。これも平成17年の12月31日までの時限立法で、この3年間しか適用されません。

住宅取得資金等にかかる相続時精算課税制度の特例は住宅取得資金贈与の特例と似通ってしまっていて、どちらも住宅取得資金のためのものですから、併用して適用することはできません。特例を適用した場合は、5分5乗方式は適用できません。5分5乗方式を適用した場合は、今後5年間、住宅取得資金等にかかる相続時精算課税制度の特例は使えないことになっております。

駆け足で歩いてまいりましたけれども、以上が一般の方々が定年後生活するに当たって必要と思われる税金のすべてでございます。何かこのような問題が起きたときは、「たしかこういう話があったなあ」ということで思い出していただいて、このレジュメを見ていただくなり、本屋さんで本を見ていただくなり、場合によっては私にご相談いただければよろしいかなと思う次第でございます。ご静聴どうもありがとうございました。

表1. 所得控除（主なもの）

種 類	所 得 税		住 民 税	
基 礎 控 除		38万円		33万円
配 偶 者 控 除		38万円		33万円
扶 養 控 除	一 般	38万円		33万円
	同居老親	58万円		45万円
	16～22才	63万円		45万円
老 年 者 控 除		50万円		48万円
社 会 保 険 料 控 除	支払保険料全額			
生 命 保 険 料 控 除	最 高	10万円	最 高	7万円
損 害 保 険 料 控 除	最 高	1.5万円	最 高	1万円
医 療 費 控 除	10万円から所得の5%の少ない金額～最高200万円			

表2. 税 率

①所得税速算表

課税所得金額A		税 額
	330万円未満	$A \times 10\%$
330万円以上	900万円未満	$A \times 20\% - 33$ 万円
900万円以上	1800万円未満	$A \times 30\% - 123$ 万円
1800万円以上		$A \times 37\% - 249$ 万円

②住民税速算表（所得割）

課税所得金額A		税 額
	200万円以下	$A \times 5\%$
200万円超	700万円以下	$A \times 10\% - 10$ 万円
700万円超		$A \times 13\% - 31$ 万円

表3.

1. 年金の種類と課税関係

年金の種類	所得
公的年金 老齢基礎年金、厚生年金等 障害年金、遺族年金	公的年金等雑所得 非課税
企業年金 厚生年金基金、適格退職年金	公的年金等雑所得
個人年金 保険型	雑所得
貯蓄型	利子所得
財形年金	非課税

2. 公的年金等雑所得

①所得金額

$$\text{公的年金等収入} - \text{公的年金等控除額} = \text{公的年金等雑所得金額}$$

②公的年金等控除額速算表

年令	公的年金等収入A		控除額
65才未満		130万円未満	70万円
	130万円以上	410万円未満	$A \times 25\% + 37.5$ 万円
	410万円以上	770万円未満	$A \times 15\% + 78.5$ 万円
	770万円以上		$A \times 5\% + 155.5$ 万円
65才以上		260万円未満	140万円
	260万円以上	460万円未満	$A \times 25\% + 75$ 万円
	460万円以上	820万円未満	$A \times 15\% + 121$ 万円
	820万円以上		$A \times 5\% + 203$ 万円

表4.

相続税の速算表

各法定相続人の取得金額A		税 額
	1000万円以下	$A \times 10\%$
1000万円超	3000万円以下	$A \times 15\% - 50$ 万円
3000万円超	5000万円以下	$A \times 20\% - 200$ 万円
5000万円超	1億円以下	$A \times 30\% - 700$ 万円
1億円超	3億円以下	$A \times 40\% - 1700$ 万円
3億円超		$A \times 50\% - 4700$ 万円

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格A		税 額
	200万円以下	$A \times 10\%$
200万円超	300万円以下	$A \times 15\% - 10$ 万円
300万円超	400万円以下	$A \times 20\% - 25$ 万円
400万円超	600万円以下	$A \times 30\% - 65$ 万円
600万円超	1000万円以下	$A \times 40\% - 125$ 万円
1000万円超		$A \times 50\% - 225$ 万円